

鳴門教育大学教員教育国際協力センター研究紀要「国際教育協力研究」 投稿要領

平成25年4月10日センター会議決定

改正 平成28年5月20日

(投稿できる者)

第1 鳴門教育大学教員教育国際協力センター(以下センターという)発行の研究紀要「鳴門教育大学国際協力研究」に投稿できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学教員(客員研究員, 附属学校・園を含む)
- (2) センター学外共同研究員
- (3) 前2号に該当する者との共同執筆者
- (4) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

(原稿の種類)

第2 投稿できる原稿の種類は, 国際教育協力に関する研究論文, 研究ノート及び活動報告とし, いずれも未公刊のものとする。ただし, 学会等での口頭発表はこの限りではない。

(原稿の編数等)

第3 投稿できる原稿の編数は, 次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究論文については, 共同執筆を含め原則として1号につき2編以内とする。ただし編集上の都合により1編に制限されることがある。
- (2) 投稿原稿はその種類にかかわらず原則として1編につき刷り上がり10頁以内とする。
- (3) センター教員については, センターの研究成果を公刊する場合に限り, さらに1編を投稿することができる。

(原稿の作成要領)

第4 投稿する原稿は, 次の各号にしたがって作成するものとする。

- (1) 原稿はA4版横書きとする。
- (2) 原稿には, 題名・著者名(和文及び欧文), 200字以内の要約(和文又は欧文), 3から5個のキーワード(和文又は欧文)を記載する。
- (3) 前項に規定する刷り上がり頁数には, 題名・著者名, 要約, キーワード, 図・表・写真注釈, 参考文献リスト等をすべて含む。なお, 刷り上がり1頁の分量は, 字数換算で1600字(本文縦40行×横40字, 10.5ポイント)とし, 10頁以内(表題, 筆者名・所属, 図表, 参考文献を含む), 偶数頁を原則とする。
- (4) 図・表・写真は, 出典を明記し, 必要最小限の枚数及び大きさとし, 1点ごとに本文とは別の用紙に作成し, 縮尺率と本文中の挿入位置を明記して, 原稿に添付する。図表については, 写真製版するので, 完全な原図を作成する。
- (5) 注及び引用文献は, 本文中の該当箇所の右肩に, ¹⁾の番号を付し, 本文末尾に通し番号順に一括記載する。
- (6) 参考文献は, 本文最末尾に参考文献と表示して一括記載する。

(7) 引用及び参考文献の表示は原則として次のとおりとする。

イ 論文の場合：著者名，発行年，論文名，雑誌名，巻号，頁とする。

(例) 服部勝憲(1997) 小学校教師の算数科カリキュラムに関する認識について，日本数学教育学会誌，4巻2号，358-366頁。

ロ 著書の場合：著者名，発行年，題目，書名，編者名，出版社，頁とする。

(例) 齋藤昇(2004) 山登り式学習法の実践方法，「山登り式学習法」入門，齋藤昇編，明治図書，18-47頁。

(8) 執筆投稿者校正は，2校までを原則とする。校正は朱筆で行い，誤植，誤字及び欠字の修正にとどめ，原文の加筆及び変更は認めない。

(9) 校正は，校正刷りが執筆者の手元に回送された後，7日以内に完了し，返却する。

(投稿の締め切り等)

第5 投稿の募集公示及び投稿の締め切り等は，次の各号により行う。

(1) 投稿の募集公示は5月31日までに行い，投稿希望者は6月30日までに題名の届け出を行うものとする。

(2) 投稿締め切りは8月31日とし，締切日が土曜日又は日曜日の場合は，翌週の月曜日とする。

(3) 投稿の際には，「研究論文」，「研究ノート」，「活動報告」の別を明記する。「研究論文」については，センター所長が任命する教員2名及び学外有識者若干名による査読の上，採否を決定する。査読結果を受けて，センター所長は著者に原稿修正を求める場合がある。

(4) 校正の日時については，その都度公示又は通知する。

(抜刷の経費)

第6 別刷は執筆稿者の負担とする。

(原稿の提出先)

第7 投稿原稿は，鳴門教育大学教員教育国際協力センター (incet@naruto-u.ac.jp) に原則としてメールにて提出する。ただし、画像ファイル等があり，合計容量が10MBを超えるようであれば，メディア(CD，DVD，USB等)にファイルを保存し，鳴門教育大学教員教育国際協力センター内「鳴門教育大学国際教育協力研究編集事務局」(〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島七四八番地)まで送付する。

(著作権)

第8 本紀要に掲載された論文の著作権は，著作者に帰属する。

ただし，著作者は鳴門教育大学に対して，継続的に複製権，公衆送信権を許諾することとする。

附 則

この要領は，平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要領は，平成28年5月20日から施行する。